

令和7年6月23日

報道機関各位

酒気帯び運転をした職員の処分について

経営企画部総務課

1 内 容

- (1) 処分対象者 伊勢崎市民病院 医療部 医師（40代 男性）
- (2) 処 分 内 容 停職6箇月
- (3) 処分年月日 令和7年6月23日
- (4) 概 要

当該職員は、令和7年4月18日午後7時30分頃から市内の飲食店で飲酒した後、自宅へ向かうため、自ら自家用車を運転しました。4月19日午前0時52分、検問中の警察官による呼気検査で、呼気1リットル当たり0.25ミリグラム未満のアルコールが検出されたため、酒気帯び運転で検挙されました。

そして、6月10日付けで前橋簡易裁判所から罰金30万円の略式命令があったことから、本人の証言だけではなく、公的にも本件酒気帯び運転を確認できたため、本件処分を行ったものです。

なお、当該職員は、処分日をもって依願退職しました。

2 そ の 他

当該職員の処分に加え、管理監督責任を問うものとして、医療副部長を文書訓告、主任診療部長を口頭訓告としました。

3 病院事業管理者コメント

市民の皆さまの命と健康を守るべき立場である職員が酒気帯び運転により検挙されたことは誠に遺憾であり、重く受け止めております。二度とこのようなことが起こらないよう、再発防止を徹底してまいります。

4 市長コメント

市職員全体として飲酒運転の根絶に向けて、再三にわたり注意喚起を行っている中、この度、市民病院及び教育委員会の職員の酒気帯び運転が発生したことは誠に遺憾であり、市民の皆様の信頼を裏切る事案が発生したことに対して深くお詫び申し上げます。

今回の事案を厳粛に受け止め、公務の内外を問わず公務員としての自覚を改めて促すとともに、より一層綱紀保持と服務規律の徹底を図り、市民の皆さまの信頼回復に取り組んでまいります。

問い合わせ先 経営企画部総務課 斎藤 TEL0270-25-5022（内線 5240）
--